

令和 1 年 1 1 月

お客様各位

八幡信用金庫  
理事長 木下 節夫

## 当金庫敷地内「全面禁煙」の実施について

八幡信用金庫では、令和 2 年 4 月 1 日に全面施行される「改正健康増進法」に則り、令和 2 年 1 月 1 日より敷地内を全面禁煙といたしますので下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 目的

当金庫をご利用される多くのお客様および役職員の健康増進と望まない受動喫煙の防止を図るため敷地内を全面禁煙とします。

## 2. 実施内容

- (1) 当金庫本支店など全施設の建物・敷地内を禁煙とし受動喫煙の防止を促進します。
- (2) 当金庫役職員は就業時間内を禁煙とします。

## 3. 開始時期

令和 2 年 1 月 1 日から

## 4. お客様へ

ご来店されるお客様は、本趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

以上